

利用調整方法・利用調整指数

利用調整は、申込書類により確認した内容等に基づき利用調整指数(25～27 ページ参照)を適用し、世帯の合計指数が高い方から順に内定します。申し込みの順番と入園内定は関係ありません。また、申込者数が定員を超えた場合は、より保育が困難な方を総合的に判断し、入園者を決定します。必要書類(20～23 ページ参照)の提出がない場合は、利用調整の対象外になります。

(1) 私立の保育施設と区立保育園の利用調整方法

私立と区立では、利用調整の方法が異なります。

◆**私立の保育施設**…原則として第 1 希望の方から順に、利用調整を行います。定員に満たない場合は、第 2 希望の方、第 3 希望の方、という順番で利用調整を行います(上位希望者優先)。ただし、家庭状況や保護者・児童の状況、園の受入体制等を考慮し、必要と認められる場合はこの限りではありません。

◆**区立保育園**……希望順位にかかわらず、すべての希望者で利用調整を行います。利用調整指数が高い方から順に内定します。(第 1 希望の方が有利、第 5 希望の方が不利ということはありません)。

※区立保育園・私立の保育施設とも、**希望園の数と利用調整結果は関係ありません**(1 園のみ希望か、複数園希望かで、有利又は不利になることはありません)。希望園の数に上限はありませんが、通園可能な範囲内で記入してください。

重要

(2) 世帯状況の変更による利用調整の見直し

利用調整は、**申し込み時の保護者の状況が入園時も変更ないこと**を前提に行います。世帯状況に変更があった場合は利用調整を見直します。その結果、内定に至らない場合は、**内定取消又は退園になることがあります**。

- ・入園時の家庭状況等が変わった場合(結婚、離婚、出産等)
- ・就労状況等が変わった場合(勤務先・日数・時間や内定先、疾病・障害、介護・看護、就学の状況等)
- ・申し込み時の勤務先に復職できない場合
- ・退職した場合 等

※**入園内定後、又は入園して間もない時期の転職の申し出は、原則として認めていません**(利用調整での判定に関わるため)。

※**申込書類に虚偽の記載内容等が判明した場合は、内定取消又は退園になります**。

※入園児の世帯状況が申し込み時から変わる可能性がある場合は、速やかに保育課保育係へご連絡ください。

※申し込み時に勤務内定有で申し込みをした方は、入園希望月(翌月 1 日付を含む)までに勤務を開始する「江戸川区様式の就労証明書」の提出があった場合でも、利用調整は勤務内定の利用調整指数で行います。その後勤務を開始した場合は、勤務開始日以降の証明日が明記された「江戸川区様式の就労証明書」と「教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)」を、勤務開始後 2 週間以内に提出してください。

(3) 利用調整指数

世帯の合計指数 = 父の基準指数(上限 50) + 母の基準指数(上限 50) + 調整指数

1. 基準指数

保護者の状況（保育が困難な場合）					
番号	種類	細目		基準指数	
1	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上勤務し、7時間以上の勤務を常態		50	
		月20日以上勤務し、5時間以上7時間未満の勤務を常態		45	
		月20日以上勤務し、4時間以上5時間未満の勤務を常態		40	
		月16日以上勤務し、7時間以上の勤務を常態		40	
		月16日以上勤務し、5時間以上7時間未満の勤務を常態		35	
		月16日以上勤務し、4時間以上5時間未満の勤務を常態		30	
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月12日以上勤務し、7時間以上の勤務を常態		30	
		月12日以上勤務し、5時間以上7時間未満の勤務を常態		25	
		月12日以上勤務し、4時間以上5時間未満の勤務を常態		20	
		上記以外の勤務（注意点a）		15	
		内職	月12日以上、4時間以上の勤務を常態		15
			上記以外の勤務（注意点a）		10
2	出産	出産前後の休養のため保育が困難な場合 (出産予定月とその前後2か月の計5か月以内の実施)		出産期間のみ保育を希望 上記以外の場合	30 15
		育児休業		育児休業取得中で育児休業対象児以外の申し込みの場合	10
	3	疾病	入院1か月以上(予定を含む)		50
居宅内療養			常時病臥	50	
			精神性	精神障害者保健福祉手帳3級程度以上 上記以外の程度	50 35
				一般療養	安静を要する状態 通院加療のため保育にあたることができない状態
			障害		身体障害者手帳1・2級、聴覚障害者3級以上、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳3度以上を所持
身体障害者手帳3級、聴覚障害者4級以下、愛の手帳4度を所持				35	
身体障害者手帳4級以下を所持		20			
4		介護・看護 (病院・施設付添い)	月20日以上、7時間以上の付添い		50
	月20日以上、5時間以上7時間未満の付添い		45		
	月20日以上、4時間以上5時間未満の付添い		40		
	月16日以上、7時間以上の付添い		40		
	月16日以上、5時間以上7時間未満の付添い		35		
	月16日以上、4時間以上5時間未満の付添い		30		
	月12日以上、7時間以上の付添い		30		
	月12日以上、5時間以上7時間未満の付添い		25		
	月12日以上、4時間以上5時間未満の付添い		20		
	介護・自宅看護		重度障害者(身体障害者手帳1・2級)等により全介護が必要		50
		常時観察及び介護(食事・排泄・入浴の介護)が必要		40	
		上記以外の介護(自宅外介護を含む)が必要		20	
		送迎	病院・心身通園施設等の送迎		15
	5	災害	災害等により自身の家屋の損傷、復旧等のため保育にあたることができない場合(6か月以内の実施)		50
6	災害復旧	災害復旧活動のため、外出を常態(6か月以内の実施)		注意点b	
7	勤務内定	勤務が内定している場合（注意点c）		20	
8	求職中	求職のため、外出を常態(3か月以内の実施)		10	
		世帯主(生計中心者)が失業(自己都合を除く)し、求職のため外出を常態(3か月以内の実施)		注意点d	
9	就学等	就学・技術習得等のため保育にあたることができない場合		注意点b	
10	不存在等	死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等		50	
11	上記に掲げるもののほか、明らかに保育にあたることができないと認められる場合			注意点e	

基準指数の注意点

- a 【上記以外の勤務】は利用調整のみの適用とし、月 48 時間に満たない場合、認定は求職活動になります。
- b 番号 1 の居宅外(内)労働を適用します。
- c 入園希望月の翌月 1 日までに月 48 時間以上の勤務が内定していて、「江戸川区様式の就労証明書」の提出があった場合は、番号 7 の勤務内定を適用します。
- d 離職票等で離職日から 3 か月以内かつ退職理由が会社都合と確認できた場合は、入園希望月(翌月 1 日付を含む)までに月 48 時間以上の勤務を開始する「江戸川区様式の就労証明書」の提出により、番号 1 の居宅外(内)労働を適用します。
- e 番号 1～6 を適用します。

《その他》

- ・ 勤務時間は休憩時間を除きます。勤務日数・時間等が不規則な場合は、シフト表等に基づき利用調整指数を適用します。
- ・ 「江戸川区様式の就労証明書」の就労日数や給与等により実績を確認し、整合性がとれない場合は、番号 7 の勤務内定を適用します。
- ・ 外国籍の方で、在留資格と「江戸川区様式の就労証明書」の内容に整合性がとれない場合は、減点になります。
- ・ 勤務している方で出産予定がある場合は、産休後の予定により利用調整指数が異なります。
- ・ 入園希望月(翌月 1 日付を含む)までに育児休業が終了、又は育児休業を短縮し復職する場合は、番号 1 の居宅外(内)労働を適用します。ただし、復職後 2 週間以内に復職日以降の証明日が明記された「江戸川区様式の就労証明書」、又は育児休業延長後 2 週間以内に「育児休業の取得に関する教育・保育給付認定変更申請書」の提出がない場合は、番号 8 の求職中を適用します。
- ・ 基準指数で適用される番号は原則として 1～11 の中のひとつです。ただし、申し込み状況によって複数適用される場合があります。

2. 調整指数

番号	条 件	指数	
1	生活保護世帯	+10	1～2 重複適用 しない
2	ひとり親世帯で同居又は同住所の祖父母がいない場合（注意点a）	+10	
3	同居又は同住所の祖父母(60歳未満)が無職又は求職中の場合（注意点a）	-6	
4	未就学児が3人以上いる場合	+1	4～9 重複適用 しない
5	双生児以上の申し込みの場合	+1	
6	申込児(転園申込児を含む)のきょうだいが入園を希望する保育施設に在園中、又は4月入園の利用調整時にきょうだいがすでに内定している場合（注意点b）	+6	
7	育児休業取得により一時退園し、育児休業終了後に再入園の申し込みをする場合（注意点c）	再入園申込児 +10 再入園申込児のきょうだい +6	
8	申込児を江戸川区の保育ママに預けている場合 【4月入園の1歳児クラスで区立保育園の利用調整時のみ適用】	+6	
9	申込児を認可保育施設又は認証保育所もしくは企業主導型保育所に預けている方で、その施設に年齢制限があるため、継続利用ができない場合【保育証明書を提出した場合で4月入園の利用調整時のみ適用】（注意点d）	+1	
10	区外在住者(転入予定がある方を除く)（注意点e）	-10	
11	保護者が身体障害者手帳4級以上又は愛の手帳4度以上もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持し、勤務を常態としている場合（注意点f）	+1	
12	保護者が聴覚・言語障害者3級以上の場合	+1	

調整指数の注意点

- a 【同居又は同住所】は、別世帯でも住所が同じ場合やマンション等の同じ建物に住んでいる場合を含みます。
- b きょうだいが同じ入園希望月に他の保育施設へ転園の申し込みをして、転園が内定した場合は、対象外になります。
- c 出産月の前後 2 か月の間に、育児休業取得に伴い江戸川区の認可保育施設を退園し、復職する時に退園児(上の子)と同時にきょうだいを申し込み場合にのみ適用します。
- d 連携施設が設定されている地域型保育事業は、対象外になります。連携施設については、39 ページをご覧ください。
また、【認証保育所もしくは企業主導型保育所に預けている方】は、定期的に月 160 時間以上預けている方のことをいいます。
- e 【転入予定がある方】は、転入先住居の「賃貸借契約書」又は「売買契約書」のコピー等を提出できる方のことをいいます。
- f 基準指数が番号 1 の場合に限りです。また、【勤務を常態】は月 48 時間以上の勤務を常態とし、かつ今後とも同等以上の勤務が見込まれる場合のことをいいます。

3. 総合調整指数

番号	条 件	指数
1	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合	+1～40

※1～3 の利用調整指数は、申し込み時の世帯状況(申込受付期間中の提出書類の内容等)で決定しますが、入園以降も就労等の内容に変わりが
ないことを前提としています。

※世帯状況が申し込み時から変わった場合は、利用調整を見直します(24・28 ページ参照)。申し込み時の勤務先に復職できない場合や退職
した場合は、入園の取消し又は入園月の月末で退園になることがあります。

※証明書等について、就労先事業者等に無断で作成し、又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

※入園内定後、又は入園して間もない時期の転職の申し出は、利用調整での判定に関わるため原則として認めていません。

※保育料の未納がある世帯は、金額の大小に関わらず、納付があるまで利用調整の対象外となります。

【指数が同点になった場合】

利用調整指数が同位指数のときは、保護者の状況、経済状態、家庭環境等を総合的に勘案して利用調整を行うものとします。比較する主な項目は下記のとおりです。※項目の順番は、優先される順位ではありません。

保護者が江戸川区民である(転入予定がある方を含む)
保護者いずれかが単身赴任や海外出張等がある(入園後6か月以上不在の場合)
ひとり親の世帯
同一世帯における18歳未満のお子さんの数
申込児を江戸川区の保育ママに預けている(4月入園の1歳児クラスの利用調整時のみ該当)
就労実績の有無(直近3か月の就労日数や給与等の実績、課税情報等をもとに判断)
就労等の拘束時間(就労の場合は、通勤時間と残業時間を除いた始業から終業までの時間)
基準指数が高い
申込児を認証保育所等に預けている方で、その施設に年齢制限があるため、継続利用ができない(4月入園の利用調整時のみ該当)
新規の申し込み・転園の申し込み(原則として、転園の申し込みより新規の申し込みを優先)
保護者の収入(世帯の合計収入)
祖父母の状況

【区立保育園の延長保育の実施に伴う利用調整基準指数】

番号	保 護 者 の 状 況				指数
1	居宅外労働	基準指数	18：30 以降、保育が困難	月 20 日以上	5
				月 16 日以上	4
				月 12 日以上	3
				上記以外	1
		加算指数	18：30 以降、延長保育申込児が、延長保育申し込み時に月 12 日以上有料保育を利用している	2 (世帯単位)	
2	居宅内労働	基準指数	18：30 以降、保育が困難	月 20 日以上	4
				月 16 日以上	3
				月 12 日以上	2
				上記以外	1
				3	死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等のため、保護者いずれかが不存在
4	保護者が以下①～⑤のいずれかの状況にある場合は、上記の番号 1 及び 2 を適用します。 ①疾病・障害のため、保育が困難 ②自宅介護・看護、又は病院・施設の付添い介護・看護のため、保育が困難 ③病院・心身通園施設等の送迎のため、保育が困難 ④災害等により自身の家屋の損傷、その他災害復旧活動のため、保育が困難 ⑤就学・技術習得等のため、保育が困難				
5	特に必要があると区長が認めた場合				1～5

※現在育児休業を取得中の方など、直近3か月の就労実績がない方は、延長保育の基準指数は1となります。

ただし、労働契約上の正規の勤務時間で18:30以降になる場合は番号1又は2を適用します。

(4) 育児休業中の方の申込方法・復職・利用調整指数

育児休業とは、育児・介護休業法等に基づく休業のことをいいます。
それ以外の休業中の方は、原則として利用調整指数は求職活動扱いになります。

なお、育児のために自営業を休業している方は、「江戸川区様式の就労証明書」と「自営業を証明する書類(Bグループについては、休業前3か月分)」を提出してください(22ページ参照)。書類の提出がない、又は休業前の実績等が確認できない場合は、利用調整指数は求職活動扱いになります。

育児休業中の方は、
よくご確認のうえ、
お申し込みください。



《申込方法》

・育児休業の対象児は、原則として育児休業からの復職予定月(翌月1日付を含む)を入園希望月として申し込むことができます。ただし、育児休業を短縮できる場合は、復職予定月が入園希望月の翌月以降でも、申し込むことができます。あわせて、「家庭状況書」の『復職誓約』への記入も必要です。

・育児休業からの復職予定で申し込みをして、入園できなかった場合は、その後の状況に応じて以下の書類を提出してください。書類の提出がない場合は、利用調整は求職中の利用調整指数(25ページ参照)で行います。

①育児休業を延長…「育児休業の取得に関する教育・保育給付認定変更申請書」

②復職……………「江戸川区様式の就労証明書」と「教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)」

※「江戸川区様式の就労証明書」等は、育休延長後又は復職後に勤務先が記入したものを、2週間以内に提出してください。

※育児休業給付金の支給申請や支給期間の延長手続きの際、「保育所等の利用ができない証明」と「保育所等の利用申込書の写し」が必要となります。詳細は管轄のハローワークへご相談ください。

育児休業給付金について
こちらから詳細を
ご確認ください→



《復職》

・育児休業からの復職とは、「申し込み時に提出した就労証明書の勤務先に復職すること」をいいます。

※勤務日数・時間とも、申し込み時と同等以上が必要です。

・育児休業からの復職予定で申し込みをした方は、入園月の末日(翌月1日付を含む)までに復職できない場合、内定取消又は退園になります。また、復職後2週間以内に、復職日以降の証明日が明記された「江戸川区様式の就労証明書」の提出がない場合も、退園になります。

・育児休業中又は育児休業終了後に勤務先を退職・転職した場合は、利用調整を見直します。その結果、内定に至らない場合は、内定取消又は退園になります。

《利用調整指数》

「江戸川区様式の就労証明書」のNo.6【就労時間】欄及びNo.16【固定給与額】欄には、短時間勤務制度利用前の契約・規則上の金額や就労日数・時間等を記入してください。No.6【就労時間】欄に記載の就労日数・時間等に基づき、利用調整指数(25ページ参照)を適用します。

※「江戸川区様式の就労証明書」のNo.12【育児のための短時間勤務制度利用有無】欄の就労時間が月48時間以上の場合に限ります。

在籍期間中の届出

(1) 入園後の届出

入園後、申し込み時の保護者の状況に変更がないことを確認するため、「通園要件確認書類(就労証明書等)」を提出していただきます(下表参照)。状況が申し込み時から変わった場合や書類の提出がない場合は、退園になることがあります。

※4 月入園の場合は、原則すべての世帯に提出していただきます(結果通知にご案内を同封しています)。

申し込み時の 保護者の状況	認定事由	提出書類	注 意 事 項 ※各証明書の証明日はすべて入園日以降
就労	就労	江戸川区様式の就労証明書	勤務先が記入したもの。
就労 (勤務内定有)			勤務開始後に、内定先(勤務先)が記入したもの。 ※月 48 時間以上(休憩時間を除く)の勤務が必要です。
産休・育休 から復職			復職後に、勤務先が記入したもの。 ※申し込み時と同等以上の勤務日数・時間で復職してください。
就労 (月 48 時間に 満たない勤務)	求職活動	江戸川区様式の就労証明書	月 48 時間以上(休憩時間を除く)の勤務開始後に、勤務先が記入したもの。なお、月 48 時間に満たない場合は、引き続き求職活動扱いになります。
求職活動中 (勤務内定無)		江戸川区様式の就労証明書 又は 就職活動状況報告書	勤務開始後に、勤務先が記入したもの。 ※求職活動の認定で通園できる期間は 3 か月です。3 か月目の 15 日までに就労証明書(勤務内定不可)の提出がない場合は、3 か月目の末日で退園になります。 ※月 48 時間以上(休憩時間を除く)の勤務が必要です。
疾病・障害	疾病 障害	診断書(原本) 又は 障害者手帳等のコピー(※1)	診断書は、入園日以降の証明日でお子さんを保育することが困難である具体的な内容の記載が必要です。
介護・看護	介護 看護	介護・看護状況申告書	入園日以降に入園後の状況を記入したもの。 ※以下からいずれか 1 つを添付してください。 〔 介護・看護を受けている方の診断書(原本) 〔 介護・看護を受けている方の障害者手帳等のコピー(※1) 〔 介護保険被保険者証のコピーとケアプランのコピー
就学	就学	在学証明書と時間割表等	入学(進学)後に記入されたもの。
出産後に就労 (勤務内定有)	妊娠 出産	江戸川区様式の就労証明書	勤務開始後に、内定先(勤務先)が記入したもの。 ※月 48 時間以上(休憩時間を除く)の勤務が必要です。

※1…江戸川区に住民票がある方は提出不要です。ただし、状況により提出していただくことがあります。

(2) 認定及び通園の要件・退園

《認定及び通園の要件》

入園後は、申し込み時の保護者の状況が概ね続いていることが、通園要件になります。また、通園できる期間は、小学校に入学する年の3月末日まで又は満3歳以後の3月末日までの間で保護者が希望する期間ですが、要件がなくなった場合は、退園になります。

《退園》

在園中に以下①～④のいずれかに該当した場合は、月末での退園になります。

①2か月以上にわたり保育施設への通園がなく、保育の必要性が認められない(保育係へご相談ください)。

②江戸川区外に転出した ※引き続き通園できることがあります(保育係へご相談ください)。

③定期的に確認する「通園要件確認書類(就労証明書等)」の提出がない(認定事由の確認ができない)。

④退職等で、家庭での保育ができるようになった。

※②又は④の理由で退園する場合は、月末までに「退園届」と「教育・保育給付認定取消申請書」を提出してください。退園届の提出等により月の途中で通園を辞めた場合でも、区立延長保育料は(1か月分)がかかります。

(3) 通園継続の手続き(通園継続の審査)

子ども・子育て支援法に基づき、毎年1回すべての世帯に通園継続の審査を行います。「家庭状況届」と「通園要件確認書類(就労証明書等)」を提出していただき、保育の必要性を確認します。確認できない場合は、退園になることがあります。



(4) 在園中の届出

家庭状況等に変更があった場合は、届出が必要です。下記に該当する書類を、保育課保育係又は在園中の保育施設に提出してください。太字下線の書類は、区のホームページからダウンロードできます。また、保育課保育係や各保育施設にもあります。なお、状況により、追加で書類を提出していただくことがあります。

※「就労証明書」等は、勤務開始後又は復職後に勤務先が記入したものを、2週間以内に提出してください。

※認定事由の変更は、事実発生日又は書類提出日のいずれか遅い方の翌月からになります。ただし、一部の変更(結婚や求職活動への変更等)は、原則として事実発生日の翌月からになります(1日付は当月から)。

変 更 内 容		提 出 書 類 ①教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)
家庭状況	江戸川区内で転居した	①
	江戸川区外に転出した	退園届 + 教育・保育給付認定取消申請書
	家族構成・世帯員が変わった	①
	結婚した(末届を含む)	① + (配偶者の)江戸川区様式の就労証明書(※1)等
	離婚が成立し別居した	① + ひとり親を証明する書類(22 ページ参照)
	妊娠がわかった	① + 親子(母子)健康手帳(表紙と分娩予定日のページ)のコピー
	出産した	①
	その他(氏名が変わった等)	① ※状況により異なります。保育課保育係にご相談ください。
就労状況等	就職・転職した	① + 江戸川区様式の就労証明書(※1)
	離職した	①
	勤務日数・時間等が変わった	江戸川区様式の就労証明書(※1)
	出産休暇後すぐ復職した	① + 江戸川区様式の就労証明書(※1)
	育児休業を取得・延長した	育児休業の取得に関する教育・保育給付認定変更申請書
	育児休業から復職する	【復職月の前月】① + 【復職後】江戸川区様式の就労証明書(※1)
	病気になった	① + 診断書(原本) ※保育することが困難である具体的な内容の記載が必要
	障害者手帳等が交付された	① + 障害者手帳等のコピー(※2)
	同居家族の介護・看護をする	① + 介護・看護状況申告書 + 介護・看護を受けている方の診断書等
	就学した	① + 在学証明書 + 時間割表
その他	保育の必要量を変更したい	①
	延長保育をやめたい(区立保育園)	延長保育実施辞退届
	退園したい	退園届 + 教育・保育給付認定取消申請書(※3)
	支給認定証を紛失・破損した	教育・保育給付認定再交付申請書

※1…勤務先(自営業の方は本人)が記入してください。勤務日数・時間等が不規則な場合は、直近3か月分(産休・育休中の方は、産休前3か月分)のシフト表等(勤務日数・時間等の記載があるもの)を添付してください。また、自営業の方は「自営業を証明する書類」のAグループをあわせて提出してください(22 ページ参照)。

※2…江戸川区に住民票がある方は提出不要です。

※3…保育の必要性がなくなった場合のみ、提出してください。

MEMO

区役所で申し込みができる
保育施設及び事業

保育の必要性の認定

入園（転園）の
申し込み

必要書類

利用調整方法・
利用調整指数

在籍期間中の届出

保育料

江戸川区の
保育サービス

お知らせ

認可保育施設
エリア別マップ

保育料

(1) 保育料無償化

保育料無償化(全額公費負担)により、月額保育料の保護者負担はありません。なお、区立延長保育料は無償化の対象外です。私立保育施設の延長保育・教材費については直接施設にお問い合わせください。

(2) 保育料の決定

保育料は、保護者(別住所の保護者や内縁者等を含む)の特別区民税額をもとに、入園(内定)後に区が算定します(特別区民税額が確認できない場合は、最高額で決定します)(34 ページ参照)。保育料の算定は4月と9月の年2回行い、毎年9月に算定のもとになる特別区民税額の年度を切り替えます。

※保育料の算定のもとになる特別区民税額は、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別額控除等を適用する前の税額です。住民税の決定通知書の金額とは異なることがあります。

令和9年度の保育料	算定のもとになる特別区民税所得割額
令和9年4月から令和9年8月分	令和8年度の特別区民税所得割額 (令和7年1月1日から令和7年12月31日までの収入による)
令和9年9月から令和10年3月分	令和9年度の特別区民税所得割額 (令和8年1月1日から令和8年12月31日までの収入による)

(3) 住民税が未申告等の場合

住民税が未申告等で、特別区民税額が確認できない場合は、区立延長保育料を最高額で決定します。保育料の決定後に住民税額の更正等があった場合は、**現年度内を限度として、さかのぼって区立延長保育料を変更します。現年度を過ぎて税更正がわかった場合には再算定を行うことはできません。**また、再計算の結果、保育料が変更とならない場合もあります。

保育料無償化の開始により、月額保育料の保護者負担はありませんが、国・都・区による公費負担の算定に住民税額を確認する必要があるため、申告をお願いいたします。

※令和9年度の住民税の申告は、令和9年2月16日(火)～令和9年3月15日(月)の日程で行います(予定)。

《住民税の申告についての問合せ先》 課税課課税第一係、課税第二係(区役所4階2番窓口)
電話：03-5662-1008、03-5662-1009

(4) 江戸川区外からの転入・保護者いずれかが区外在住の場合

江戸川区外で住民税が賦課されている場合は、その自治体に、マイナンバーによる情報照会を行います。江戸川区外に住民票がある又は海外にお住まい等の保護者の方には、入園(内定)後にマイナンバー確認書類や住民税相当額を算出するため「収入申告書(江戸川区指定の書式)」や「源泉徴収票」のコピー等を提出していただくことがあります。

※なお、保育料の決定後に住民税額の更正等があった場合は、速やかに保育課保育係へご連絡ください。

(5) 区立延長保育料の納付

原則として区立延長保育料は口座振替です。納付期限は、毎月月末(土・日・祝日の場合は翌営業日)です。※保育料の納付がない場合は、督促を行います。

(6) 保育料の減額・免除

個別のご案内はしていません。詳しくは区のホームページをご確認ください。

詳細はこちら→



【令和9年度 区立延長保育料基準額表】

階 層	所 得 等 の 条 件		区立保育園の延長保育料		
			1歳～2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳～5歳児 クラス
A	生活保護世帯		0	0	0
B	住民税非課税世帯				
C	住民税均等割のみの世帯		700	700	700
D1	特 別 区 民 税 所 得 割 額 (保 護 者 の 合 算)	5,000 円 未満の世帯			
D2		5,000 円 ～ 15,000 円 未満の世帯			
D3		15,000 円 ～ 48,600 円 未満の世帯			
D4		48,600 円 ～ 51,600 円 未満の世帯	900	900	900
D5		51,600 円 ～ 60,000 円 未満の世帯			
D6		60,000 円 ～ 77,101 円 未満の世帯			
D7		77,101 円 ～ 97,000 円 未満の世帯	1,500	1,400	1,400
D8		97,000 円 ～ 115,000 円 未満の世帯	1,900		
D9		115,000 円 ～ 135,000 円 未満の世帯	2,100		
D10		135,000 円 ～ 150,000 円 未満の世帯	2,300	1,500	1,500
D11	150,000 円 ～ 169,000 円 未満の世帯	2,500	1,700	1,600	
D12	169,000 円 ～ 184,000 円 未満の世帯	2,700	1,800	1,800	
D13	184,000 円 ～ 198,000 円 未満の世帯	2,900	1,900		
D14	198,000 円 ～ 215,000 円 未満の世帯	3,100	2,000		
D15	215,000 円 ～ 235,000 円 未満の世帯	3,200	2,100		
D16	235,000 円 ～ 255,000 円 未満の世帯	3,400	2,200		
D17	255,000 円 ～ 270,000 円 未満の世帯	3,500			
D18	270,000 円 ～ 285,000 円 未満の世帯	3,700			
D19	285,000 円 ～ 301,000 円 未満の世帯	3,800			
D20	301,000 円 ～ 340,000 円 未満の世帯	4,000			
D21	340,000 円 ～ 397,000 円 未満の世帯	4,300			
D22	397,000 円 ～ 425,000 円 未満の世帯	4,800	2,200		
D23	425,000 円 以上の世帯	5,300			
		5,700			

■上記の基準額表は月額です。

■令和 7 年 9 月から保育料は無償化されました（延長保育料を除く）。

※祖父母と同居又は同住所(別世帯でも、住所が同じ場合やマンション等の同じ建物に住んでいる場合を含む)の方には、祖父母の税書類等を提出していただくことがあります。

※住民税が未申告等で、特別区民税所得割額が確認できない場合は、保育料を最高額で決定します。保育料の決定後に住民税額の更正等があった場合は、**現年度内を限度として**、さかのぼって保育料を変更します。**現年度を過ぎて税更正がわかった場合には再算定を行うことはできません**。また、再算定の結果、保育料が変更とならない場合もあります。

詳細はこちら

- 35

江戸川区の保育サービス

0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
地域型保育事業 P.39 (2)				幼稚園（区立） P.40 (3)	
保育ママ P.37 (1)			幼稚園（私立） P.40 (3)		
認証保育所 P.40 (4)					
企業主導型保育所 P.41 (5)					
その他認可外保育施設 P.42 (6)					
一時保育 P.42 (7)					
ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） P.42 (8)					
	休日保育 P.43 (9)				
	区立保育園の緊急一時保育 P.43 (10)				
病児・病後児保育（生後 6 か月～小学校 3 年生） P.43 (11)					
ファミリー・サポート事業 P.44 (12)					
		子どもトワイライトステイ（2 歳～12 歳） P.44 (13)			
子どもショートステイ（0 歳～18 歳）・休日デイサービス（0 歳～6 歳） P.44 (13)					
	児童発達支援センター（1 歳 6 か月～就学前） P.44 (14)				
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） （0 歳 6 か月～2 歳） P.44 (15)					
育成室（1 歳 6 か月～就学前） P.44 (16) ※R9.3.31 閉室予定					

0 歳児クラスは愛情たっぷり 保育ママ



区の認定を受けた「保育ママ」が赤ちゃん一人ひとりに愛情深く
家庭的な雰囲気の中で安心・安全な保育を行っています

《保育ママってどんな人？》

子育て経験があるか、保育士・幼稚園教諭・助産師等の資格を持つ女性で、救命講習含む
150 時間以上の研修を満了し、適性を認められた上で区の認定を受けています。

令和 8 年 4 月から、江戸川区と業務委託契約を結びました。

《預かれる赤ちゃんは？》

生後 9 週目(57 日目)から 4 月 1 日時点で 0 歳(0 歳児クラス)の健康なお子さん

※1 歳になる年度の年度末までお預かりできます。

《どんな人が預けられるの？》

就労・病気・就学・介護・求職や出産などで日中保育が困難な方

《令和 9 年 4 月利用開始の申込受付期間》

*令和 9 年 5 月以降の利用開始分の申込受付は随時行っています。



動画で紹介！

【1 回目】令和 8 年 12 月 21 日(月)～令和 9 年 1 月 7 日(木)

【2 回目】令和 9 年 2 月 8 日(月)～令和 9 年 2 月 10 日(水)

※受付期間前に保育課窓口で保育ママ制度の説明を聞き、申込用紙を受け取ってください。

※認可保育施設との併願が可能です。その場合、就労証明書は写しで対応します。

《利用時間》 基本時間 8:30～17:00

時間外保育 7:30～8:30、17:00～18:00(18:00～19:00)

※保育時間は、勤務時間＋通勤時間です。時間外保育は、申し込み時にご相談ください。

《休日》 日曜日・祝日・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)の他

保育ママの年次休暇(年間 12 日)

《利用料金》 基本料金(月額)

無償

雑費(月額)

3,000 円(光熱水費・消耗品費)

時間外保育料(1 時間)

400 円(7:30～8:30、17:00～18:00)

800 円(18:00～19:00)

※補食(おやつ)・おむつ・着替えは持ち込み

保育ママのいいところ

少人数で

家庭的な預かりなので、赤ちゃんのペースに合わせた保育が可能です。まるでうちにいるみたいに安心して過ごすことができます。

ゆたかな経験

育児での不安や分からないことは、何でも保育ママに相談してください。経験豊富な保育ママたちが、子育ての悩みや成長の喜びを共有します。

希望の時期に

年度初めからの利用でなくても、お仕事開始時期に合わせて随時お申し込みを受け付けております。

美味しい給食

粉ミルクと離乳食（3回食へ進んだ乳児の昼食）を無償で提供しています。 ※月齢9か月から開始

ベビーセンサ

睡眠チェック用の乳児用体動センサを活用して、睡眠中の赤ちゃんを安心・安全に見守っています。

次年度は保育園へ

保育ママを利用していると、区立保育園4月入園利用調整指数として、6点が加算されます。

《必要書類》

1. 保育ママ乳児委託申込書
2. ①～⑧のいずれかの書類
 - ① 会社等にお勤めの方は、「就労証明書」※シフト勤務の方は3か月分のシフト表
 - ② 自営などの方は、「就労証明書」と確定申告書の写し
 - ③ 親族が経営する企業にお勤めの方は「就労証明書」と源泉徴収票の写し
 - ④ 入院・自宅療養中の方は、診断書または証明書等 ※保育が困難である旨の記載
 - ⑤ 在学中の方は、在学証明書と時間割（入学予定の方は、合格証と時間割等）
 - ⑥ 介護・看護の方は、「介護・看護状況報告書」と介護・看護を受けている方の診断書・障害者手帳・ケアプラン等
 - ⑦ 求職活動中の方は、「求職活動申出書」（利用後、3か月以内に勤務開始が必要）
 - ⑧ 産休要件の方は出産予定日の確認が出来るもの
3. お子さんの「親子健康手帳（母子健康手帳）」

《問合せ先》 保育課保育ママ係(区役所2階5番窓口)
電話：03-5662-0072

《受付時間》 月～金曜日 8:30～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)



(2) 地域型保育事業

小規模保育・事業所内保育は、少人数(主に20人未満)で0歳から2歳児クラスのお子さんをお預かりする事業です。連携施設が設定されている園については、卒園後、3歳児クラス以降に連携施設へ入園いただけます。

(入園希望数が受入人数を超えた場合には利用調整となります。)連携施設が未設定の場合は、3歳児クラスでの新規の申し込みが必要になります。保護者の就労状況等にもよりますが、卒園後の保育の継続性を考慮し、優先的な利用調整を行っています。連携施設の一覧は区のホームページをご確認ください。

保育施設名	保育施設所在地	連携施設		
		連携施設名	所在地	受入人数 (予定)
ソレイユナーサリー平井	平井 5-27-6-201	小松川めぐみこども園	小松川 1-2-11	2人以上 (幼稚園部分)
		ココロラポインターナショナル平井	平井 4-18-4	3人
		ココロラポインターナショナル平井3丁目	平井 3-13-11	1人
		クオリスキッズ平井保育園	平井 3-1 1-2	2人
にっこりハウス	東小岩 3-23-12	未設定		
ほっぺるランド西葛西	西葛西 2-22-45 1階	ほっぺるランド中葛西	中葛西 1-1-15	8人
みのりきっずなあさりい	西瑞江 5-7-3 1階	明福寺ルンビニー学園幼稚園	江戸川 3-8-1	8人
おれんじハウス西葛西 保育園	西葛西 5-8-3 小島町二丁目団地 3号棟 1階	西葛西ちとせ保育園	西葛西 2-17-15	2人
		ばどうばし幼稚園	中葛西 4-16-11	3人
		さくらさくみらい中葛西	中葛西 7-27-10	3人
		(仮称)おれんじハウス 東葛西保育園	東葛西 5-24-2 (住居表示未定)	1人
Kid's Patio かさい園	東葛西 6-22-6 1階	未設定		
ソフィアかしの木	船堀 6-3-3	月映保育園	船堀 6-9-30	6人
		源法寺幼稚園	東小松川 2-17-14	3人
		船堀いろどり保育園	船堀 3-14-17	1人
江東園つばき保育園	春江町 2-5-15	各おひさま保育園	各おひさま保育園	6人
		江戸川保育園	江戸川 1-11-3	2人
このはな浅間保育園	篠崎町 2-5-2	浅間幼稚園	上篠崎 1-22-11	7人
はな保育園	篠崎町 7-13-8	認定こども園篠崎若葉幼稚園	篠崎町 2-64-6	8人
Kid's Patio ひがしこまつがわ園	東小松川 2-10-5	未設定		
ひろば共同保育所	本一色 3-24-2	グローバルキッズ松島園	松島 4-24-9	3人
しおどめ保育園江戸川中央	中央 2-27-2	ほほえみ保育園	松島 1-30-5	1人
アゼリーアネックス保育園	大杉 2-10-16	アゼリー保育園	中央 1-8-21	7人
ソレイユナーサリー小松川	小松川 1-5-2 2F	小松川めぐみこども園	小松川 1-2-11	3人以上 (幼稚園部分)
				2人 (保育園部分)
えどひらコスモ保育園	平井 6-3-1 1F	にじいろ保育園平井	平井 5-17-1	3人



小規模保育
詳細はこちら



事業所内保育
詳細はこちら

(3) 幼稚園(区立・私立)

私立幼稚園には、満3歳児の受入れや、正規の教育時間の前後や夏休み等の長期休暇中に、在園児をお預かりしている幼稚園があります。保育料や預かり時間・料金等は、幼稚園ごとに異なります。詳しくは区のホームページ、各幼稚園に直接お問い合わせください。

◆区立幼稚園…4歳・5歳児クラス

4歳・5歳児が対象の2年保育です。4月入園の申込受付は、前年の11月に行います。

詳しくは区のホームページをご確認ください。

《問合せ先》 船堀幼稚園 電話：03-3675-1131 又は 学務課学事係 電話：03-5662-1624



詳細はこちら

◆私立幼稚園…3歳から5歳児クラス

3歳・4歳・5歳児が対象の3年保育です。幼稚園と保護者との直接契約です。4月入園の申し込みは、前年の10月15日～10月31日に各幼稚園が願書の配付（配付開始日は各幼稚園に直接お問い合わせください。）を行い、11月1日から受付を開始します。年度途中での入園は、各幼稚園に直接ご相談ください。

《問合せ先》 各幼稚園 又は 子育て支援課推進係(区役所3階7番窓口) 電話：03-5662-1001



詳細はこちら

◆私立幼稚園の預かり保育について

区内の私立幼稚園には、正規の教育時間の前後に在園児をお預かりしている園があります。

年間の預かり保育実施日数などは各園によって異なりますので、

詳しくは直接幼稚園にお問い合わせください。



詳細はこちら

(4) 認証保育所

東京都独自の基準により認証した保育所で、施設と保護者との直接契約です。区では保育料の補助を行っています。また、一時保育を行っている施設もあります。預かり時間や料金等は施設ごとに異なります。申込方法等は各施設に直接お問い合わせください。

《保育料補助の問合せ先》 子育て支援課施設利用給付係(区役所3階7番窓口) 電話：03-5662-1012

認証保育所の
一覧はこちら→



保育料補助の
詳細はこちら→



地区	施設名	定員	所在地	電話番号	対象
小岩	どんぐり保育園小岩	27	南小岩 7-16-5	03-5668-3715	0歳～5歳児
	成光堂ベビーセンター	10	北小岩 2-8-20-201	03-3659-7566	0歳～2歳児
	小岩駅前桜華保育園	36	東小岩 6-14-8	03-3673-8110	0歳～2歳児
	リトルガーデンインターナショナル小岩保育園	90	東小岩 4-9-11	03-5876-8521	0歳～5歳児
東部	瑞江ホーム 東部認証保育所	26	東瑞江 1-18-5	03-3678-3712	0歳～2歳児
中央	わんぱく SMILE 松島園	40	松島 4-29-7	03-5663-7445	0歳～5歳児
葛西	仲よし保育園	28	東葛西 8-5-8	03-3675-3883	0歳～2歳児
	子ばと保育園	19	南葛西 3-24-11	03-3686-9687	0歳～3歳児
	ぼけっとランド船堀	30	船堀 4-11-11 1F	03-5878-3857	0歳～2歳児
	みんなの遊々保育園	40	中葛西 4-2-1 1F	03-5659-3880	0歳～5歳児
	みのり保育園	33	中葛西 5-36-12 2F	03-3688-2981	0歳～2歳児

(5) 企業主導型保育所

企業が従業員のお子さんを預かるために設置した保育施設です。

施設によっては従業員だけでなく地域のお子さんも受け入れることができます。

預かり時間や料金等は施設ごとに異なります。申込方法等は各施設に直接お問い合わせください。

《保育料補助の問合せ先》子育て支援課施設利用給付係(区役所 3 階 7 番窓口) 電話：03-5662-1012



詳細はこちら

地区	施設名	定員	所在地	電話番号	対象
小松川	ミドリ・フ・インターナショナル・プリスクール平井園	15	平井 4-9-12 グランドウール池田 202	03-5875-5222	0 歳～5 歳児
中央	プレイキッズ保育園一之江	17	一之江 8-11-1 1 階	03-5879-4085	0 歳～2 歳児
	いせやナーサリー	9	松江 2-2-18	03-3653-6336	0 歳～2 歳児
	松江の星保育園	9	松江 1-7-1 1 階	03-3654-1234	0 歳～2 歳児
	ひよこルーム江戸川保育園	9	中央 1-15-24	03-5879-4513	0 歳～2 歳児
	アゼリーファミリーユ保育園	-	中央 1-8-21	03-5879-3700	0 歳～2 歳児
小岩	First step I	9	西小岩 1-23-2 カンパツグリーンビル 6 階	03-5876-8609	0 歳～2 歳児
	First step II	20	西小岩 3-26-6	03-6657-8652	0 歳～5 歳児
鹿骨	輝きベビー保育園篠崎	41	篠崎町 7-26-7 T's garden 篠崎 2 階	050-6877-5962	0 歳～5 歳児
東部	stellar education garden 瑞江保育園	13	南篠崎町 2-13-5 プライムステイ 1 階	03-5664-2744	0 歳～2 歳児
	stellar education garden 瑞江第二保育園	6	南篠崎町 3-25-1 にいのビル 1 階	03-6638-0018	0 歳～2 歳児
	輝きベビー保育園瑞江	15	瑞江 2-22-5 グリーンハウス下鎌田 1 階	050-6877-5962	0 歳～2 歳児
	ネピア ソダテラス	15	南篠崎町 5-13-51	03-4296-0184	0 歳～2 歳児
	瑞江の星保育園	9	南篠崎町 3-10-1 1 階	03-6638-7916	0 歳～2 歳児
葛西	おれんじオハナ葛西西保育園	6	西葛西 5-8-3 小島町 2 丁目団地 3 号棟 1 階	03-6661-3519	0 歳～5 歳児
	stellar education garden 葛西駅前保育園	12	東葛西 6-4-5 NKGrandir 1 階	03-5659-0633	0 歳～2 歳児
	stellar education garden 東葛西保育園	10	東葛西 5-33-10 第 5 荒井マンション 1 階	03-5659-0677	0 歳～2 歳児
	stellar education garden 西葛西保育園	4	西葛西 7-9-13 保戸田マンション 1 階	03-6663-8624	0 歳～2 歳児
	西葛西きらきら保育園	17	西葛西 6-17-1 フジマンション第二 206 号室	03-5659-0810	0 歳～2 歳児
	CocoSmile アリオ葛西園	15	東葛西 9-3-3 アリオ葛西 1 階	03-6808-0038	0 歳～2 歳児
	プチリック船堀園	9	船堀 3-13-15 ざるやビル 1 階	050-1744-1633	0 歳～2 歳児
	西葛西きらきら保育園 ANNEX	9	中葛西 5-1-6 キャピタルコート XV1 階	03-5675-5272	0 歳～2 歳児
	仲よし駅前保育園	9	中葛西 3-35-1 MKT 葛西 2 階	03-3680-8497	0 歳～2 歳児
	ハイブリッドママ清新町	10	清新町 2-2-20-112	03-5659-4257	0 歳～2 歳児
	おれんじハウス中葛西保育園	9	中葛西 6-17-9 クローバーメディカルビル 1 階	03-5878-0501	0 歳～5 歳児

葛西	カメラアキッズ西葛西園	10	西葛西 6-8-4 ニュースカイビル 1 階	03-5878-1877	0 歳～2 歳児
	船堀の星保育園	9	船堀 4-7-13 1 階	03-5878-0136	0 歳～2 歳児
	ぱずくる保育園	9	西葛西 3-13-13 ツインコート 1 階-B	03-6763-6669	0 歳～2 歳児
	こもれび保育園 西葛西	9	西葛西 3-9-24 ベルフェイス西葛西 2 階	03-6808-8660	0 歳～2 歳児
	まなびの森こども園 International Preschool	40	東葛西 6-16-18	03-6808-2250	0 歳～5 歳児
	モリモリキッズ	4	北葛西 4-3-30	03-5679-7899	0 歳～5 歳児

（注）おれんじオハナ西葛西保育園、おれんじハウス中葛西保育園の 3 歳児以降のクラスについては、医療的ケア児の受け入れになります。詳細については、園に直接お問い合わせください。

企業主導型保育所の
一覧はこちら→



◆認可外保育施設（江戸川区外を含む）の企業主導型保育事業を利用する場合

江戸川区から認定を受ける必要があり、認可保育施設に入園を希望しない場合は、認定申請のみをしていただくことができます。詳しくは保育課保育係にお問い合わせください。

支給認定の申請について
詳しくはこちら→



(6) その他認可外保育施設

区のホームページ等で確認し、詳細は各施設に直接お問い合わせください。



詳細はこちら

(7) 一時保育

一部の保育施設で、保護者等が保育できない時に一時的なお預かりを実施しています。利用時間や料金、利用方法等は、施設ごとに異なります。詳しくは区のホームページを確認の上、各施設に直接お問い合わせください。



詳細はこちら

(8) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

保護者のリフレッシュ等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対してその利用料の一部を補助します。利用条件がありますので、右記二次元コードをご確認ください。

《問合せ先》 株式会社パソナライフケア(委託事業者)
電話：0120-212-115



詳細はこちら

(9) 休日保育

日曜日（祝日・年末年始除く）に、保護者が就労等で家庭保育が困難な場合、区立船堀第二保育園でお子さんを預かります。

- 《対象》 ・認可保育施設に在籍している 1 歳クラス以上の江戸川区在住の児童
・保護者（父母等）が就労認定を受けており、ともに日曜日勤務の場合

《定員》 10 名（先着順）

《利用時間》 9：00～17：00

《利用料金》 無料

《申込方法》 区ホームページ内の専用申込フォームから申請してください。

《受付期間》 利用希望日前月の 1 日から 25 日

《提出書類》 休日保育申請書・休日保育用勤務証明書・シフト表（シフト勤務の方のみ）

《問合せ先》 申し込みに関すること：保育課保育園支援係 03-5662-8093

保育に関すること：船堀第二保育園 03-3689-8054



詳細はこちら

(10) 区立保育園の緊急一時保育

保護者が入院(出産や病気等)のために、家庭での保育ができない場合、お子さんをお預かりする緊急一時保育を、すべての区立保育園で行っています。申し込み先は、保育課保育係です。

- 《対象》 江戸川区内在住の 1 歳から就学前の健康なお子さんで、祖父母等の支援が得られない方
※離乳食の対応をしていないため、通常給食が食べられないお子さんは、利用できません。

《利用期間・料金》 保護者の入院期間中(最長 1 か月) 1 日につき 1,000 円

※月～土曜日 7：30～18：30 の間で保育が必要な時間

《申込受付期間》 出産予定日や入院予定日の 1 か月前から申し込むことができます。

※保育園で面接等を行ってから利用を開始しますので、受付をしてから最短でも数日かかります。

※保育園の状況により、ご希望に添えないことがあります(3・4・5 月は、利用できないことがあります)。

《問合せ先》 保育課保育係(区役所 2 階 5 番窓口) 電話：03-5662-0066

《受付時間》 月～金曜日 8：30～17：00(土・日・祝日・年末年始を除く)

区立保育園では、就学前のお子さんを育てている方に、子育て支援事業を行っています。
参加をご希望の方は、お近くの区立保育園に直接お問い合わせください。

【子育て支援事業】

- ・保育園にあそびにきませんか(親子でふれあいあそび・手遊び・体操等)
- ・親子 de チャレンジ(保育体験) ・プール開放(夏季限定) ・育児相談
- ・子育て情報発信 ・園庭開放

※子育て支援事業に参加された方には、「子育て安心パスポート」を配布しています。



(11) 病児・病後児保育

病気の治療中や回復期にあり、まだ集団生活が困難な生後 6 か月から小学校 3 年生のお子さんを、医療機関の附属施設等で無料でお預かりします。医師の許可が必要であり、症状等によっては利用できません。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。



詳細はこちら

(12) ファミリー・サポート事業

子育ての手助けができる方(協力会員)と子育ての手助けが必要な方(依頼会員)が、それぞれファミリー・サポートの会の会員になり、地域で子育ての助け合いを行います。詳しくは電話または区のホームページへ。

《問合せ先》ファミリー・サポートセンター 電話：03-5662-0364



詳細はこちら

(13) 子どもショートステイ・子どもトワイライトステイ・休日デイサービス

保護者が病気や仕事、育児疲れなどにより一時的にお子さんの養育が困難となった場合に、区が委託した施設や協力家庭でお子さんを一時的にお預かりします。詳しくは電話または区のホームページへ。

《問合せ先》こども家庭センター 電話：03-5678-1810



▲ショートステイ



▲トワイライトステイ



▲休日デイサービス

(14) 児童発達支援センター

発達相談・支援センター、篠崎児童発達支援センター、葛西児童発達支援センター、小岩児童発達支援センターの4か所を整備しています。各施設の詳細については区のホームページをご覧ください。



詳細はこちら

(15) こども誰でも通園制度

保育所などに通っていない0歳6か月～3歳未満のお子さんを、保護者の就労の有無に関わらず、保育所等は無償で預けることができます。

※ご利用には利用者認定が必要となります。利用方法の詳細は区のホームページをご確認ください。



詳細はこちら

(16) 育成室

鹿本育成室は令和9年3月31日をもって閉室となります。育成室のご利用をご検討いただいていた際は、(14)児童発達支援センターの内容をご確認ください。

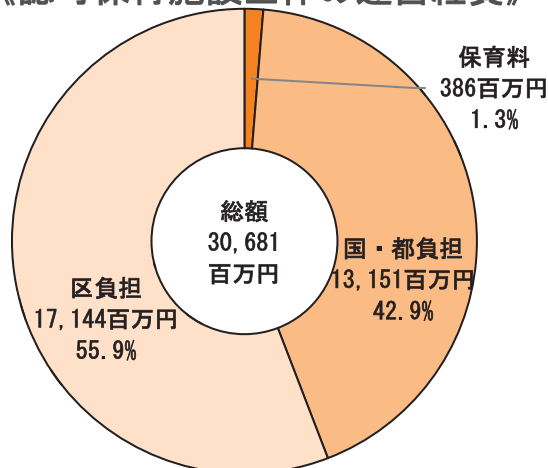
《問合せ先》保育園支援係 電話：03-5662-8093

お知らせ

(1) 認可保育施設にかかる運営経費と保育料

認可保育施設の運営経費には、年間約 307 億円の予算が使われています。令和 7 年度予算のうち、保護者の方からいただいた保育料が占める割合は 1.3%で、多くは皆様からお預かりした税金で賄われています。また、令和 7 年 9 月から保育料の無償化を実施しています。今後も限られた財源の中で保育ニーズに対応していくために、効率的な保育施設運営を進めていきます。

《認可保育施設全体の運営経費》



(2) 区立保育園における施設型給付費

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が始まり、施設型給付という財政支援の制度が創設されました。この制度は、保護者の皆様への個人給付を基礎とし、確実に保育に要する費用に充てるため、各施設が保護者の皆様に代わり、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 5 項及び第 6 項の規定により、法定代理受領する仕組みになっています。このお知らせにより、皆様に江戸川区における施設型給付に関する考え方をお知らせすることで、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項の規定による通知とさせていただきます。

【江戸川区における施設型給付に関する考え方】

歳 入		歳 出
施設型給付費相当分(税等の一般財源)	7,030,051 千円	区立保育園の運営にかかる経費 (維持管理費・人件費等) 7,486,737 千円
保育料	88,031 千円	
その他の収入(特定財源)	368,655 千円	

※施設型給付費に相当する額(7,030,051 千円)を、入所児童延べ人数(約 38,923 人)で割り返したものが、一人当たりの施設型給付費の額(月額約 181 千円)になります。

※数値は、あくまでも令和 7 年度決算額から算出した概算値であり、実際の額とは異なります。

(3) 区立保育園の民営化

江戸川区では、行政サービスの向上や経費削減を図るため、保育事業に限らず江戸川区全体の取組として、民間活力の活用を積極的に進めています。区立保育園の民営化も、その一環として行うものです。

《保育園の民営化とは》

児童福祉法では、法に定められた認可保育施設において保育を実施するのは、区となっており、その保育施設の運営水準等はすべて同一で、区立保育園と私立の保育施設に違いはありません。保育園の民営化は、区立保育園から、私立の保育施設に運営を変更することです。民営化後も保育の実施者としての区の責任は変わりません。

《民営化の計画》

すべての区立保育園を対象として、様々な要因を総合的に勘案し決定します。現在までに 20 園を民営化し、おひさま保育園として社会福祉法人えどがわが運営しています。社会福祉法人えどがわは、区内の私立幼稚園と私立保育施設が一体となって設立した社会福祉法人です。なお、令和 9 年 4 月に民営化する区立保育園はありません。

(4) 幼児教育・保育の無償化

幼稚園、認定こども園の幼稚園部分等を利用する満3歳から5歳クラスのすべての子どもと、認可外保育施設を利用する保育の必要性がある0歳から5歳クラス(0歳から2歳クラスの場合は、加えて住民税非課税世帯)の子どもの利用料を無償化しています。無償化の適用を受けるためにはあらかじめ申請が必要です。

《問合せ先》 子育て支援課施設利用給付係(区役所3階7番窓口) 電話：03-5662-1012

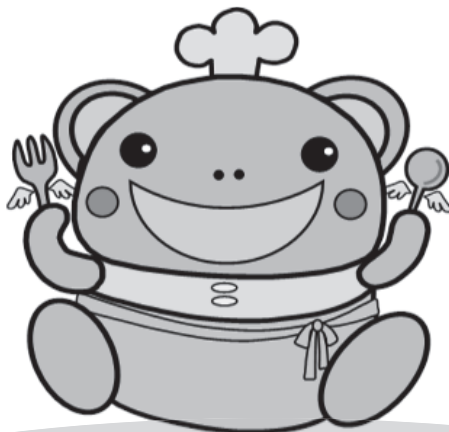
(5) 長期育休支援制度

国制度の育児休業期間以上の3歳年度末まで育児休業が取れるようになるための補助事業です。2歳以降も育児休業を取れるよう就業規則を定めた区内の中小企業と、そこに勤務する区内在住の方に、補助金を支給します。※その他にも要件があります。詳しくは区のホームページをご確認ください。



詳細はこちら

キャラクター紹介



江戸川区食育キャラクター
ばくどん

食べるみんなを応援するキャラクター。

「しっかり食べよう朝ごはん」の普及を目指して生まれました。

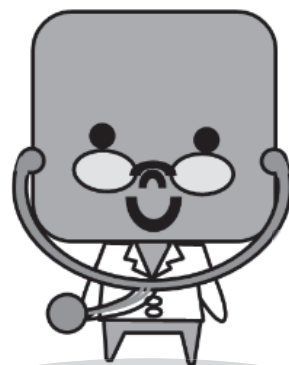
朝食の大切さ、栄養バランスを良くすることの大切さを子どもたちに伝えています。

あかべえ



からだをつくる(血や肉になる)
食べ物を応援しています。
(肉・魚・卵・大豆・乳・乳製品など)

ばくどんの仲間たち
ばくぱくとりお



みどすけ

からだの調子を整える食べ物を
応援しています。
(野菜・果物・海藻・きのこ・こんにゃくなど)

きさく



からだを動かすエネルギーになる食べ物を
応援しています。
(穀類・芋類・油・砂糖など)